

## 令和7年度第2回静岡県障害者施策推進協議会 会議録

令和7年11月10日(月)  
障害者働く幸せ創出センターAB会議室

午後1時30分開会

○渡邊障害者政策課課長代理 それでは、定刻となりましたので、ただいまから令和7年度第2回静岡県障害者施策推進協議会を開催いたします。

本日は、お忙しいところ、お集まりいただきましてありがとうございます。

私は、本日の進行役を務めます障害者政策課の渡邊でございます。よろしくお願ひします。

本日の協議会は公開で開催いたします。傍聴を希望される方がおりましたら、定員5名まで入室可能となっておりますので、ご承知おきください。

また、協議会終了後、議事録を県障害者政策課ホームページ上に掲載させていただきますことを申し添えます。

それでは、協議会の開催に先立ちまして、静岡県健康福祉部障害者支援局長の加藤からご挨拶申し上げます。

○加藤障害者支援局長 改めまして、皆さんこんにちは。障害者支援局長の加藤と申します。

本日は、ご多忙のところ、会議にご出席いただきましてありがとうございます。

また、皆様には、日頃から県の障害福祉施策の推進に格別なご理解とご協力を賜っていることを、改めてここでお礼申し上げます。本当にありがとうございます。

さて、第6次静岡県障害者計画の策定に当たりましては、8月に開催いたしました第1回の会議におきまして計画の骨子案を皆様にご審議いただきまして、ご承認をいただいたところでございます。その後、8月の下旬から、関係団体や当事者の方、またご家族の方との対話の機会を設けまして、ご意見をいただいてまいりました。

本日は、これらを踏まえまして、計画案につきましてご審議をいただき、ご意見を賜りたいと思っております。

今後の予定といたしましては、年末年始にかけましてパブリックコメントを実施して、

県民の皆様から広くご意見をいただきまして計画の最終案を取りまとめ、3月24日に開催を予定しております第3回目の会議におきまして最終案をご審議いただき、計画を策定する運びとなっておりますので、よろしくお願ひいたします。

また、話題は変わりますが、いよいよ今月の15日から東京2025デフリンピックが開幕いたしまして、伊豆市の日本サイクルスポーツセンターにおきまして自転車の競技が開催されるところでございます。最近テレビを見ていましても、こういった記事、あるいは特集とかを組んでいただく機会が多くなってきたなと思っているところではございますが、当日は、自転車競技の開催とともに、会期期間中の22日と24日の日には、地元のグルメや、手話、自転車、スポーツ体験などにぎわいのイベントも催されることとなっております。私どもも「手話であいさつを」運動のブースを設置するほか、聴覚障害者協会ほか多くの皆様にも出展をしていただき、手話に親しんでいただく機会を提供する予定でおります。多くの皆様にアスリートへの応援をしていただけますように、改めにになりますが、働きかけというかお願いを、この場をお借りして申し上げたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

最後になりますが、本日の議事は多岐にわたっておりますが、委員の皆様には、それぞれのお立場から忌憚のないご意見をいただきますようお願い申し上げまして、私の挨拶とさせていただきます。

本日は、どうぞよろしくお願ひいたします。

○渡邊障害者政策課課長代理 本日ですけれども、障害者施策推進協議会13人の委員の方にご出席いただき、静岡県障害者施策推進協議会条例第4条第2項に定める会議の開催条件を満たしておりますので、ご報告いたします。

なお、岩瀬委員、西尾委員におかれましてはWebによる参加、松永委員は欠席となります。

そのほか、事務局職員につきましては、お手元の名簿、座席表にて紹介に代えさせていただきます。

議事に入る前に1点お願いがございます。ご発言の際は、発言の前にご自身のお名前をおっしゃってからご発言いただくようお願い申し上げます。

それでは議事に入ってまいります。

静岡県障害者施策推進協議会条例第3条により、「会長は、会務を総理する」とありますので、以後の議事進行につきましては香野会長にお願いいたします。香野会長、よ

よろしくお願ひいたします。

○香野会長 香野でございます。よろしくお願ひします。

せっかくの機会ですので、様々なお立場からご出席いただきますので、皆様から多くのご意見をいただければと思います。どうぞご協力をお願ひいたします。

それでは、議事が円滑に進みますように努めさせていただきたいと思います。

今回は協議事項が1件、報告事項が1件となっております。

まずは（1）の協議事項、「第6次静岡県障害者計画（案）」について、事務局から説明をお願いいたします。

○上原障害者政策課長 障害者政策課長の上原です。よろしくお願ひします。着座にて失礼いたします。

まず初めに、今回の協議ですけれども、8月に開催しました1回目の本協議会におきましてご審議いただいた骨子案に基づき、県庁内の各関係部局と調整して取りまとめを行ないました計画の素案について、ご意見を伺うものでございます。

まずは、資料の1ページです。点字資料は9ページになります。

資料1の概要をご覧ください。

第1回目の協議の際に説明した部分もございますので、簡潔にご説明させていただきます。

まず、1、「計画の概要」をご覧ください。

基本目標は「障害のある人が分け隔てられない共生社会の実現」とし、計画期間は令和8年度から令和11年度までの4か年としております。

2、「現状と課題」と3の「重点施策」を併せてご覧ください。

現在の課題点であります、合理的配慮の提供、親亡き後の地域生活、災害発生時に向けた防災体制、医療的ケア児等に対応するため、4項目を重点施策と位置づけまして、次期計画において重点的に取り組むこととします。

4の「計画のポイント」をご覧ください。

まず、Iの「障害に対する理解と相互交流の促進」についてご説明します。今回、本文がすごくボリュームがあるものですから、特に重点施策の関連の取組を中心に何点かピックアップしてご説明させていただきます。

このうち、1、「障害者差別解消条例に基づく不当な差別の禁止と合理的配慮の提供の推進」についてです。こちらは重点①に関連した項目になります。

右側の「差別解消」の欄のところで、令和6年4月から民間事業者におきまして合理的配慮の提供が義務づけられたことを踏まえ、障害者差別解消に向けた普及啓発について、更に取り組んでまいります。

主な取組としましては、民間事業者等への合理的配慮アドバイザーの派遣や、県の文化観光部と連携しまして、合理的配慮に基づくユニバーサルツーリズムの展開により理解促進に取り組んでまいります。

次に、3、「障害者スポーツと文化芸術活動の振興」についてです。

右側の「障害者スポーツ」のところで、「障害者スポーツの振興」につきまして、主な取組として、デフリンピックの開催におけるレガシーの継承、また手話サポートの養成、組織化に取り組んでまいります。

資料2ページ、点字資料につきましては17ページをご覧ください。

次に、IIの「地域における自立生活を支える体制づくり」について、ご説明いたします。

1、「身近な相談支援体制整備の推進」についてです。こちらは重点②に関連した項目になります。

右側の区分、「相談支援体制」のところで、「親亡き後を見据えた相談支援体制の整備」について、市町における設置が努力義務とされております基幹相談支援センターが未設置の市町を対象に、圏域スーパーバイザー等と連携し、設置に向けて支援を行なってまいります。

次に、2、「暮らしを支える福祉サービスの充実」についてです。こちらも重点②に関連した項目になります。

右側の「居住の場」のところで、地域生活を継続していくための居住系サービスの充実について、従来より進めてまいりましたグループホームの整備促進に引き続き取り組んでまいります。

次に、6、「地域や施設における防災体制等の充実」についてです。こちらは重点③に関連した項目になります。

右側の「防災対策」のところで、「地域における防災体制の充実」ということで、避難行動要支援者の個別避難計画の作成支援に取り組んでまいります。

次に、IIIの「多様な障害に応じたきめ細かな支援」について、ご説明します。

3の「重症心身障害児（者）・医療的ケア児（者）に対する支援の充実」についてで

す。こちらは重点④に関連した項目になります。

右側の「医療的ケア児（者）等」のところで、「医療的ケア児（者）等への支援の充実」ということで、当事者及びその家族への経済的支援の実施や短期入所受入施設の拡大に向け取り組んでまいります。

素案の概要の説明は以上となります。

次に、3ページですね。点字資料は25ページになります。

こちらは今回の計画の骨子になります。

骨子の内容につきましては、前回協議いただいた骨子案から変更・修正はございません。前回承認いただいた骨子をそのまま使用しております。

次に、別冊の資料3ということで計画本体となります。こちらはボリュームがあるものですから、こちらの中身自体は、今回あえて細かくは説明しませんが、新旧対照表の形で、前回からどの点を変えたかというところは見やすくしております。各自ご確認いただければと思います。

こちらは、冒頭にご説明したとおり、県庁内の関係部局と調整し、今回の内容にリバイス、もしくは新たに追加した内容となっております。

次に、資料の4ページ、点字資料は39ページになります。

こちらは、計画のほうに掲載します数値目標についてになります。

4ページには今回新しく掲げる項目を掲載しております。県の総合計画や、その他の分野の分野別計画に掲載の数値目標を中心に新たに盛り込むこととしておりまして、第5次計画から、新規項目が10件、廃止項目が8件で、今回は合計で54件の数値目標を掲げることとしております。

1枚めくっていただいて、5ページ、点字資料は44ページ。A3の資料になりますけれども、資料4-2が数値目標の全一覧となります。またご確認いただければと思います。

続いて、7ページ、点字資料は68ページの、資料5、「障害者関係団体からの意見及び対応」をご覧ください。

今回の計画策定に当たりまして、現行計画及び次期計画の骨子案に対して当課より障害者関係団体に意見照会を行ない、4団体から32項目のご意見をいただきました。こちらの意見につきましては、県庁内の関係部局へ共有させていただき、資料5にありますとおり、次期計画に反映、もしくは意見の趣旨を踏まえ、事業等に反映する方向で整理

させていただいております。

次に、14ページになります。点字資料は115ページになります。

資料6の「障害当事者やその家族からの意見」についてです。

第1回目の協議会のときに少しご説明しましたが、今回初めて、身体障害の方以外に、知的障害と精神障害の当事者の方にも意見を聞く機会を設けさせていただきました。そのほか、その家族の方の集まり等にも参加させていただいて、計画に対するご意見ということで伺った内容でございます。

8月下旬から9月下旬にかけまして、知的障害、精神障害のある方との意見交換の場や、あと障害当事者等が出席するワーキングや部会等の場において、生活における困り事や、県や市町の施策に関するご意見を頂戴しまして、これらも参考に今回の計画の内容の反映を進めているところでございます。

最後になります。15ページになります。点字資料は121ページです。

こちらは、先ほどの局長の挨拶にもありました今後のスケジュールになりますけれども、本日の協議内容を踏まえまして修正等をした計画案によって、12月から1月にかけてパブリックコメントの実施を予定しております。その後、パブリックコメントを反映した計画の最終案を作成し、その最終案につきまして、3月に再度本協議会にお諮りし、年度末の策定、公表を予定しております。

私からの説明は以上となります。ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○香野会長　はい、ありがとうございました。

ただいまの説明に対して、ご質問やご意見をいただきたいと存じます。いかがでしょうか。

○小倉委員　静岡県聴覚障害者協会の小倉と申します。ご説明ありがとうございました。

資料3について、意見が3つ、それから資料5について意見が1つあります。順番に説明をさせていただきます。

資料3の33ページになりますが、第6次計画に旧優生保護法のことが加えられていました。これを繰り返さないということはとても大事だと思っております。ありがたいと思うのですが、そこに「優生思想の根絶」という文言を加えていただきたいと思います。ぜひ「根絶」とか「減らす」とか、どういった文言になるかは分からないのですが、そういう文言に触れていただきたい。

そして次に、46ページですが、第6次計画の⑦に「東京2025デフリンピック」という

ふうに記載があります。手話サポーターの養成があるということで、とてもうれしく思います。

ここにちょっと追加をお願いしたいのですが、「デフスポーツの普及」と「手話サポーターのニーズの創出」ですね。養成だけで終わるのではなく、手話サポーターが活躍できるところを創出していっていただけたらと思っています。

3つ目の意見が、104ページです。⑧になります。

最後のほうに、「聴覚障害児の音声言語の獲得支援」とあります。「音声言語」に併せて「手話言語の獲得」も同じように記載が欲しいと思います。

今は、手話教育というものは静岡県内では受けることができず、県外のほうに流出している子供たちがおります。1年間に2から3件ぐらい、「静岡県内で手話で教育が受けられないか」という相談が実はうちの協会には来ていますが、県のほうではそのあたりのことは把握されていないようですね。もし今後そういう相談があったら、「差別解消窓口に一緒に行きましょうか」という提案をしようと考えております。

前回の会議の時に、教育に関する相談が0件だったという報告を受けて、「私どものほうには相談があるのに」と、ちょっとショックを受けました。3年ほど前、新聞に、人工内耳の支援組織をつくる予算が7,000万円というふうに掲載されたことを記憶しております。手話言語の獲得支援も同じように予算措置が必要ではないかと思います。

第6次計画がもう間に合わないのであれば、第7次計画のほうに、今言えば反映していただけるものなんでしょうか。音声なのか手話なのか、それを決めるのは各個人個人になります。手話施策推進法もできましたし、静岡県には言語条例もあります。そういうものを反映させた計画をつくっていただきたいと思います。

それから、もう1つあります。資料5の7ページになります。

区分1のところなんですが、手話通訳士協会からの質問に対しての回答が掲載されています。「手話を用いた教育」というところに違和感を持っております。「手話で教育」「手話の教育」ということを私たちは望んでおります。

以上が協会からの意見になります。

○香野会長 では、事務局のほうから回答をお願いいたします。

○上原障害者政策課長 障害者政策課長、上原です。ご意見ありがとうございます。

一番最初の優生保護の関係ですね。こちらは、おっしゃるように、気持ちというか、方向性の部分についても入れ込めるように調整していきます。当課と、こども未来課と人

権同和対策室の3課でここは書いているものですから、ちょっとまた相談した上で、入れる方向で直していきたいと思います。

○武田障害福祉課長 障害福祉課の武田です。ご意見ありがとうございます。

46ページのところですね。「デフスポーツの普及」と「手話サポーターの活躍する場」の記入を追加してほしいというご意見をいただきました。それにつきましては、手話サポーターは私ども障害福祉課の担当ですけれども、デフスポーツにつきましてはスポーツ振興課とも調整をしながら検討をさせていただきたいというふうに思います。

それと、104ページの⑧に「手話言語の獲得」の追加をというところにつきましても、こども未来課ですか、あと教育委員会とも相談をしながら検討をさせていただきたいと思います。

それと、資料5の7ページの「手話を用いた指導」につきましては、特別支援教育課とまたお話をさせていただきたいと思います。

特別支援教育課さんから、ご意見をいただきます。

○山村特別支援教育課長 特別支援教育課課長の山村でございます。ご指摘ありがとうございます。

今の資料5の点について、「手話を用いた指導」は「手話で教育」「手話を教育」というようなお話であったかと思います。

もう1つ前の障害福祉課のほうでお答えした件と重なりますけれども、この点については、皆様方と、そして関係各課と相談をしながら、また検討させていただければというふうに思っております。

以上です。

○香野会長 いいですか。

○小倉委員 ありがとうございました。よろしくお願ひします。

○香野会長 ほか、いかがでしょうか。

○天良会長代理 知的障害者福祉協会、天良です。よろしくお願ひします。

私が今から申し上げるのは、どちらかというと、これから計画を進めていくプロセスの中でお願いしたいなということをちょっと発言させていただきたいんですが、例えば、折り畳みしてある2ページの重点②-2、「居住系サービスの充実」というところの右に、「親亡き後を見据えたグループホームの整備促進」とあります。まさにこれは、地域移行が叫ばれている中で大変重要なところなんですが、現実的に見て、県のほうは把

握しているかもしれませんけれども、私たちの肌感覚でいくと中山間部が非常に少ないというふうに思っているんですね。地域移行したくてもできないような現実があるんじやないかということを感じていますので、ぜひこれを進める中で、優先的に中山間部を何とかケアしていただきたいということはお願いしておきたいと思っております。

併せて、5ページには「福祉施設の入所者の地域生活への移行」というのもあって、その下に「日中サービス支援型グループホーム 1か月当たり利用人数」ということで、数値目標のところにも明らかに出てきておりますのが、これはやはり中山間部をある程度整備することでクリアできていくのかなと思っています。

さらに、グループホームといいましても、第二種社会福祉事業ですので縛りがあまりきつくなっていることで、例えばここにあります日中サービス支援型グループホームについては、まさに強度行動障害とか重度の方々が地域に出るべき手法で用意されたものだと思うんですけれども、ここでの質の担保をしっかりとしていただきたいということですね。入所施設が第一種社会福祉事業で、これは第二種ですので若干緩いのかなということで、事件が起こったりする傾向があるように私は思っています。ですので、この辺の指定に当たってのしっかりととした支援の担保をいただきたいということが1つです。これはグループホームの整備についてになります。

次に、防災対策で、同じく2ページの重点③「地域や施設における防災体制等の充実」ということで、「避難行動要支援者の個別避難計画の更なる作成支援」とありますが、これは各市町で実際に要支援者自体をつかめているかという前提があると思います。各市町で、どこに要支援者がいるかということがつかめていないところもあるんじゃないかなと。自治体によっては、個人情報というところが引っかかってきて探し切れないというところを耳にしたこともあるんですね。ですから、これをまずしっかりと把握しないことには個別支援計画に生かせないというふうに考えています。

同じく、「障害のある方も安心して避難できる福祉避難所の環境整備」とあります。これは恐らく、各地域にある入所施設は、ほぼその市町と福祉避難所の協定を結んでいくと思うんですけども、ただ結び方、協定の内容は様々だと思います。事前に財源のことを示してある協定だったり、あるいはその都度協議をしようというようなものもあったりしますので、そのあたりを統一するなり、あるいはパーティションであるとか寝具というものの財源的支援を県がしてくれるのかということ。そのあたりをある程度統一すれば、施設側もかなり助かるんじゃないかなと思っています。

次にもう 1 点、重点④ですね。同じ 2 ページになります。

「医療的ケア児（者）等への支援の充実」とあります。この下の 2 行目に「短期入所受入施設の拡大」とあります。これは、短期入所を受けるためには看護師の医療的ケアが必要ということで、看護師の配置も必要になってくると思うんですが、実は今、私たちの協会の入所施設で看護師を24時間365日配置しているところはありません。まさに人員配置上の問題ですので、ここを何とかクリアしていかないと、やはり医療的ケア、またもっと進んで、看取りまで施設の中で進んでいかないというのが現実ですので、このあたりのケアを人員配置的にどのようにするのかということも、県である程度お世話していただけだとありがたいと思っています。

これからプロセスで、ぜひご検討いただきたいこととして発言を申し上げました。

よろしくお願ひします。

○香野会長 回答をお願いします。

○上原障害者政策課長 障害者政策課長、上原です。ご意見ありがとうございます。

グループホームの関係ですね。おっしゃるように、中山間地自体、そもそも福祉基盤も少ないとこころがあって、そういう点も含めて、今後の整備の優先順位等を県がつける場合に考慮する点ではあるのかなというのは、今お話を聞いて感じました。また今後検討を進めていきたいと思います。ありがとうございました。

○天良会長代理 お願いします。

○武田障害福祉課長 障害福祉課の武田です。

医療的ケア児の短期入所受入施設の拡大につきましては、私どもも重要項目として今取り組んでいるところでございます。委員からご指摘がありましたように、看護師の配置は非常に重要なと思っておりますので、どういった方がどこの施設で受け入れていただけるか。そういうところも加味しながら検討をしていきたいというふうに思っております。

あと、すみません。その 1 つ前のご質問でございました、個別支援計画につきましてですけれども、市町のほうで要支援者を把握しているかということにつきましては、企画政策課のほうでの取りまとめによりますと、令和 7 年 4 月 1 日現在では、35 市町のうち 15 市町が把握しているという報告をいただいております。

ただ、やはりご指摘のように、個人情報の関係で、全てを把握するのは難しいというところがありますが、これは市町の義務でもございますので、企画政策課、あと私ども

も含めまして市町に働きかけをしていきたいというふうに思っております。

それと、個別避難計画につきましては、既にいろいろと支援をしているところでございますけれども、来年、より力を入れてやっていきたいと、今財政当局のほうと調整をしておりますので、また決まりましたらご報告をさしあげたいというふうに考えております。以上です。

○天良会長代理 ありがとうございます。

○香野会長 ほか、いかがでしょうか。土居委員、お願ひします。

○土居委員 静岡県視覚障害者情報支援センターの土居でございます。よろしくお願ひいたします。

すみません。各論の中から幾つか疑問点とか意見を述べさせていただきたいわけなんですけれども、ちょっと私の手元にその各論の冊子がなくて、メモをしっかり取ってこなくて、アバウトな位置の示し方になってしまふかもしませんけど、探して見ていただきたいと思います。

まず1点目なんですが、Iの2のイだと思うんですが、「コミュニケーション支援人材の養成・派遣」というところです。この③に、「視覚や聴覚に障害のある人が情報を取得しやすい環境を拡充するため」というふうに書かれた後に、「点訳奉仕員」というふうに具体的に示されているわけですけれども、この「視覚や聴覚に」ということを受けているのであれば、例えば「点訳をはじめとする」とか「点訳などの」ということで、点訳だけに限定する表現はちょっと違和感があるのかなというふうに思いました。あるいは、この前段の「視覚や聴覚に障害のある」という部分が何らかほかの意味合いがあるということであればまた違うのかなと思うんですが、ちょっとこの表現だと違和感があるかなというふうに思いました。

それから、ウの「情報のユニバーサルデザイン化の推進」というところかと思うんですが、③の「視覚に障害のある人が必要とする情報を正確に届けるため、点字、拡大文字、音声（S P）コード、電子データ（テキスト形式）による情報提供」というふうになっているんですが、上部のほうの「その他」のところで、実態調査で挙がっている情報アクセスの割合というところを見ると、2番目に多かったのが録音物というふうになっているかと思います。3割強が録音物と。

この録音物ということと電子コードによる音声化というのは、これはもう別物ですね。何が言いたいかというと、点字、拡大文字というのはいいかと思うんですけども、こ

の音声というもののソースですね。あくまでもこここの実態調査で上がっているのは、ちょっと専門用語になってしまいますが、DAISYという録音物を指し示しているのであって、電子コードではないというふうに思います。ですので、私としては、この「音声」という部分に括弧書きするのであれば、むしろ「DAISY形式」とか、プラスして「S P コード」というような形が望ましいのかなというふうに思います。いずれにしても、これを読む限りでは、音訳者が音訳する形の情報提供というものはちょっと含まれないということになるかと思いますので、そのあたり、表現を検討していただけたらいいのかなというふうに思います。

それから、⑧だと思いますが、「障害のある人が利用しやすい観光施設や宿泊施設などの観光情報をインターネットで」という部分ですが、これはとてもありがたいなと思っています。やはり公共からこういう情報が発信されるというのは非常に安心感があるかなというふうに思うんですけども、ちょっとすみません。これは観点が違うので、この部分に直接ということではないかもしれませんけれども、ただ、「視覚障害者にとってユニバーサルなところだよ」というふうな情報があったとしても、「どこまで実際にユニバーサルなんだろう?」と。「UDなんだろう?」というところが非常に大きいです。細かくはちょっと省きますけれども、例えば単純に段差がないとか、要するに施設的なバリアフリーが達成されているというだけでは、やはりそれは、施設としてはユニバーサルな面があるかと思うんですけども、文化的な中身を享受するという意味では全く物足りないということになるかと思うんですね。

ですので、実際的に、例えば展示物へのアクセス、あるいはそういった情報の提供の仕方みたいなところがどの程度どんなふうになっているかということを、数値化する必要はないかもしれませんけど、ある程度の基準を持った形で情報を開示していただく、あるいは提供していただくという形にしていただけないかなというふうに思います。

もっと言うと、大体障害者手帳を持っていると無料とか、あるいは半額といったような施策が取られているわけですけれども、私は究極的には、しっかりそういったユニバーサルな環境が整った中では正規の観覧料を徴収するということも当然ありだなというふうに思いますし、むしろ、例えば「無料だから、一緒に来たガイドに説明してもらえばいい」とかというんじゃなくて、しっかりその施設が障害者を受け入れるという立ち位置を取っていただいて、視覚障害者であればどういう情報提供ができるかとかということを検討していただきたいなというふうに思います。

それから4番目ですけれども、ちょっとすみません。場所が分からないんですが、「静岡県読書バリアフリーの推進に関する計画」というところなんですが、そもそもこの読書バリア法にのっとった計画というのが、県ではちょっとゆっくり進行しているような印象が私としてはあります。そもそもこの読書バリア法の趣旨というのは、厚労省、文科省、要するに福祉現場と教育現場の垣根を取っ払って協働で推進するというのが大きなポイントだと思っております。

これは、昨今のICTの発展とか様々なことを見ると、必ずしも福祉現場だけでは解決できない。もっと言うと、教育の現場で、小さいときから、そういうユニークな形での情報提供、あるいは情報アクセスというものに慣れ親しむ。あるいは学習するといった中で、さらにライフステージが上がったときに、どういうふうにそれを生活の中に取り込むかというような視点というのが非常に大事になってきているかと思いますので、そういう流れかと思うんですが、これを見ると「県立図書館」というのが主語になった表現になっておりまして、それ自体はもちろんある程度仕方ない面はある。仕方ない面というとちょっとおかしいんですけど、やっぱり原動力としてはそこかなというふうには思うんですけども、ただ、もう少し福祉側からのしっかりしたアプローチというものがあってもいいのかなというふうに思いました。

残念ながら、この福祉と教育の役割分担みたいなところがちょっとまだ見え隠れするのかなと。でも、もう少しこれは協働で何かできる形を——すみません。これは計画をしっかり見ていない中で言っていますので、もしかしたらこの点を重視した形で展開していくということになるんだろうとは思うんですけども、一応念のためにというか、申し上げておきたいと思います。

それから、次が障害者スポーツのことなんですけれども、「障害者スポーツ振興の中核的役割を担う、（公財）静岡県障害者スポーツ協会の活動を支援するとともに」という部分なんですが、実は視覚障害者の一部の種目について、県スポ協さんについてご意見を聞くことがあります。これは、いろいろ考えると、一長一短にどっちがいいとか悪いとかということではないにせよ、やはり当事者の言い分を聞いていますと、例えばで全国の障害者スポーツ大会に派遣するに当たっては、安全第一なのでということで、なかなか視覚障害当事者の自立を踏まえた活動というものが保障されないというふうな意見を聞きます。

ちょっとここでどうのこうのということではないのかもしれませんけれども、要は、

やはりこういう障害者スポーツに携わる立場の職員、あるいは事務員。そういう方にどこまでしっかりと、各障害の特性だと、あるいは当事者の声だと、あるいは受け止める資質というのか能力があるのかを担保しているのかということが非常に大きいのかなというふうに思います。つまり、やっぱりどうしても人ととの対話の中から様々な活動が生まれるわけで、そういったときに、しっかりと障害者の立場に立って、あるいは障害者に寄り添う形で要望だとか対策だとか対処策だとかを考える人材を配置していただくことが必要になってくるのかなというふうに思いますので、そういったことについても、どうやってそういう人材を確保するのかということを考えていきたいなということです。

それでもう1点、本県でも、やはり障害者スポーツは、少しずつ広がったり、あとデフリンピックなんかの影響で盛り上がりを見せたりということはもちろんあるかと思うんですけども、やはり何か障害者スポーツをやるといったときの環境が非常に、他県、特に隣接県と言ったほうがいいかもしれませんけど、見ると見劣りがするところがあると思いますので、この辺はぜひ何か改善というか、施設を建てるということになればお金の話になっちゃうので、いろいろ検討しなきゃならないことは多いかと思うんですけども、ぜひ検討いただきたいと思います。

それから、シズウエルにも体育館がありますけれども、体育館の管理というのも、できたらしっかりとスポーツのことが分かる、障害者競技、パラ競技のことを分かっている団体が管理をしていただくような方向というのもあってもいいのではないかというふうに思っておりますので、併せてご検討いただけたらと思っています。

最後なんですけれども、障害者優先調達の部分です。

これは、この優先調達を否定しているということでは全くありません。当然必要なことだというふうに思っておりますけれども、ただ、私が1点言いたいのは、点訳とか音訳という、視覚障害者への情報提供に関する部分。ここは、やはり視覚障害という特性上、それを踏まえた形の情報提供ということになりますと、相當に専門的なスキルが要求されるという分野でもあります。実際、私どもの施設では、毎年のように様々な研修会に参加したり、そこで得た知識や技術というものを持ち帰ったりという中で、変わらぬ安定した形での情報提供ということに努めていますし、あるいは正確にとか、当事者に分かりやすく、あるいはスピーディーに目的とする情報を探すというようなことは、これはもう常日頃取り組んでいる課題なんですね。

そういう専門性というものと、この優先調達という部分。あるいは、これは単純には優先調達とは関係ないのかもしれませんけれども、本来であれば、そういう特殊なものであれば随意契約というのがあってもいいのかなというような部分でも競争入札があって、別に競争入札を全面的に否定しているわけでもないんですけども、ただ、やはりそうなると、もうこれは価格の過当競争みたいなもので、本当に先ほど言った、情報の質や、様々なスキルといったことが担保されないままに、そういう情報政策の業務が出されているというのが実態としてあるかと思います。

これは、何回も言うように、優先調達とか競争入札を否定しているということではないんですけども、ただ、相反する部分があるということをもう一度評価していただきたい、どういう形が実際に当事者に一番いいのかというようなことをご検討いただきたいなというふうに思っております。

これも、今後の運用の中で視点として持っていたけたらということで、お伝えしたいと思います。ありがとうございました。

○香野会長 ありがとうございました。

内容について、コメントできるところがありましたらお願ひしたいんですが。

○武田障害福祉課長 障害福祉課の武田です。ご意見ありがとうございました。

最初にいただきました点訳奉仕員のボランティアの言葉の表現、それからテキスト、DAISYのところですね。そのあたりにつきましては、また検討をさせていただきたいと思います。

○上原障害者政策課長 障害者政策課、上原です。

ユニバーサル化ですね。先ほどユニバーサルツーリズムのお話をさせていただいたときに、今うちとスポーツ・文化観光部で進めている中で、委員おっしゃったように、特に合理的配慮の関係ですけれども、ハードだけではなくてソフトの部分をちゃんとしたいということで、スポーツ・文化観光部と組んでやっているという現状でございます。

ただ、どこまでやれるかというのは、今年はモデル的にやっているものですからあれですけど、また状況については何かの機会に報告をさせていただきたいと考えております。

以上です。

○武田障害福祉課長 障害福祉課の武田です。

読書バリアフリーにつきましては、教育委員会と、私どもで少し検討させていただき

たいと思います。

それと、障害者スポーツの件につきましては、スポーツ振興課のほうに意見を申し上げたいというふうに思っております。

それと、シズウェルの体育館の運営につきましては、今委託をお願いしているところもあります。運用の問題等でご意見等いろいろお聞かせいただきながら、皆様が使い勝手がいいような方向に、この計画とは少し違う部分がありますが、お話し合いをさせていただきたいというふうに思っております。

○上原障害者政策課長 障害者政策課長、上原です。

最後の点訳・音訳の関係の話になりますけれども、仕組み的な話をしますと、県のほうの外部の仕組みからいきますと、金額で入札になるか随意契約になるかというのがまずあって、ただ優先調達法は、それを省いてというか、あくまでも福祉的観点から障害福祉サービス事業所になるべく仕事を渡して工賃を上げようという目的の下で優先調達法ができて、それを根拠に随意契約をしているという形でございます。

今回の音訳・点訳については、専門的な部分が入ってくるということで、どういった形でそこに差をつけられるのかという点も含めまして、また今後検討させていただきたいと思います。

以上です。

○香野会長 土居委員、よろしいでしょうか。

○土居委員 はい。よろしくお願いします。

○香野会長 では、大石委員からお願いします。

○大石委員 大石です。よろしくお願いします。

3点ほどお願いしたいと思うんですが、最初は4ページですかね。資料4の下から2行目のところに当たるのかなと思うんですが、市町の学校のトイレとか県立の特別支援学校のトイレの設置率のところがあると思うんですが、トイレではなくて、今回取り上げたいのはエレベーターです。

僕も就学支援委員会等に参加していた頃は、「車いすの子が来年入学するから」とかということでエレベーターを設置していただくような経験も何度かしてきましたけれども、驚いたのは、先日の新聞に、「車いす利用者、選べない『15の春』」という見出いで、公立高校は設置義務もなければ全国調査もないということで、実際に自分の希望していた高校に入れなかったという事例が載っていました。例えば、都立の高校は85%、

神奈川県立は32%、埼玉県立は29.2%で、愛知県に至っては6.8%というような数字が出ていました。合理的配慮を民間で広めていくんだという時期に至って、公立高校の合理的配慮はどうなっているのかということを、改めて驚きました。

この辺について、静岡県としてはどのぐらいの設置率なのか。あるいは、この計画の中に含めるか含めないかは別として、そういう計画を持っていらっしゃるのか、お伺いしたいと思います。すごく大事なことかなと思います。

それから2つ目は、厚いほうの資料3の103ページの早期発見対策のところですが、実はそこに、静岡県としてどういうふうに考えていくのかということで、今母子保健法では、1歳半健診と3歳児健診があって、任意で乳児健診とか5歳児健診がこれまであったと思うんですが、2025年度の予算で、1か月児健診と5歳児健診が国庫補助対象として位置づけられたということで、こども家庭庁になってからこの辺のことも力を入れているのかなというふうに見てています。これは実際にやるのは市町なんですけれども、県として、この辺の1か月児健診とか5歳児健診をどういうふうに考えていくのか。今回の計画の中でその辺を取り上げていただけるのかについてお伺いをしたいと思います。

それからもう1つは、同じ冊子の118ページの、117ページから続いています強度行動障害の関係ですけれども、5次計画と6次計画が基本的にあまり変わっていないということがある、「県の取組」のところで新たに下線があるんですが、「事業所への助言指導や支援力向上のため、集中的支援を実施する体制の整備に努めます」というのが取り上げられていて、あの2点は磐田学園の取組が取り上げられていて、県立ですので、ここはここで大事だと思うんですけれども、それにしても、強度行動障害は国でもいろいろと取上げが進んでいる中で、もう1つぐらい、④ぐらいまで欲しいなという思いでいるんですけども、この辺についていかがですか。よろしくお願ひします。

○香野会長 それでは、回答できるところをお願いしたいと思います。

○武田障害福祉課長 障害福祉課の武田です。

5歳児健診の件につきましては、こども未来課に確認させていただいたの話になります。申し訳ありません。

それと、強度行動障害につきましては、委員ご指摘のように、これからもとても重要な項目で、国も支援をしっかりするようにという中で、この4項目めに入れるかどうかも含めて、ちょっと検討させてください。

○山村特別支援教育課長 資料4の学校施設の関係、エレベーターのご指摘がございました。私は特別支援教育課でありますので、学校施設のことになると、教育委員会の中には教育施設課というところがございまして、特に県立学校の状況についてはそちらで把握できている部分があるかなと思います。

ご指摘のあった、本県でエレベーターを設置している高等学校の状況、もしくは特別支援学校の状況というのは、ちょっと今数字を持ち合わせていないものですから、またしっかり確認ができたところでお伝えできればなというふうに思っております。

今後の計画というところについても、ここにお示ししてある目標値のところがございますけれども、具体的にどんな形でしていくのかというところも、また確認をしてお伝えできればというふうに思います。よろしくお願ひします。

○大石委員 ありがとうございます。

○香野会長 強度行動障害の④については特にいいですか。

○武田障害福祉課長 障害福祉課の武田です。

県のこの計画に載せるべきものがあるのかどうか、この項目に入れるべきものかどうかというところだと思いますので、それについては、関係のところとしっかり話しをさせていただきたいと思います。事業としての話であるとまた少しランクが下がると思いましたので。よろしくお願ひします。

○香野会長 ほか、いかがでしょうか。

○深沢委員 静岡県難病団体連絡協議会の深沢です。

この厚い資料3の121から122ページで、「難病を抱える人に対する支援の充実」というところを入れていただいているんですけども、第6次計画のところの1の①に、難病患者の登録者証の取得の促進について新しく入れていただいていると思うんですが、こちらをどういった形で進めていくのかというのを、ちょっと伺いたいと思います。

今おそらく県が把握されているのは、難病患者の医療費の助成、要は受給者証を持っている方の情報は持っているかと思うんですけど、そういった方々は、おそらくこの登録者証の取得のところには関わってこないのかなと思いますので、そうではなくて、軽症患者の情報をどういった手段で取得して、その人たちにどうこの取得を促進して進めしていくのか、方法として伺いたいところです。

もう1点が、第5次計画の④「難病患者を介護するホームヘルパーの養成」とかという項目が、第6次計画ではなくなってしまっているというところで、このホームヘルパ

一の養成研修とか、あと難病の知識啓発のための講演会等の実施というのは、今後はもうやっていかないような形になるのかというところを教えてください。

○香野会長 では、回答をよろしくお願ひいたします。

○上原障害者政策課長 障害者政策課長、上原です。

難病の関係につきましては、基本的にはうちの疾病対策課のほうで事業をやっているものですから、今いただいたご質問について、ちょっと今日答えられる者がいないものですから、改めて確認してご回答させていただくという形でよろしいですか。すみません。

○香野会長 深沢委員、よろしいでしょうか。一応そういうことで。

ほか、いかがでしょうか。

Zoomでご参加の委員のお2人、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、一旦ここまでとさせていただきます。委員の皆様からのご意見、ありがとうございました。

では、「第6次静岡県障害者計画（案）」につきましては、事務局案のとおり進めることに承認をいただきたいと思いますが、承認の可否について、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○香野会長 大きなところではよろしいかと思いましたので。ありがとうございました。

では、事務局のほうは、回答も含めまして、委員の皆様からいただいた意見を踏まえまして進めていただきますようお願ひいたします。

では、続いて次の議題に入りたいと思います。もう1つ、報告事項ですね。「子どもの自殺危機対応チームの設置」について、事務局から説明をお願いいたします。

○影山精神保健福祉室長 精神保健福祉室長の影山と申します。ご説明を申し上げます。

資料の16ページ、点字資料では124ページをご覧ください。

資料8、「子どもの自殺危機対応チームの設置」です。今年度から事業を開始する「子どもの自殺危機対応チーム」について、ご説明をさせていただきます。

資料の順番が前後して恐縮ですけれども、最初に2つの「県内自殺者数の状況」のところをご覧ください。

厚生労働省の人口動態統計調査によりますと、県内の19歳以下のところでは、令和6年は若干減少しているものの、ここ数年で20人前後で高止まりしている状況です。また、令和6年の全国の小・中・高生の自殺者数は、529人で過去最多となりました。こうした

状況の中で、昨年度から、「子どもの自殺危機対応チーム」の設置に向けて、県教育委員会の方等と連携をして取り組んでまいりました。

次に、1の「概要」をご覧ください。

今年度設置します「子どもの自殺危機対応チーム」は、自殺リスクの高い子どもへの対応に課題を抱える学校等に対しまして、多職種の専門家（精神科医、心理士、精神保健福祉士等）がチームとなって助言を行なうという取組です。

この取組の短期的な目標としましては、地域における子どもの自殺危機への迅速かつ適切な対応支援、自殺リスクがある子どもに対応する教員等の負担軽減を掲げております。

中長期的には、地域における自殺対応力の向上も目標としております。

このチーム事業をこれから繰り返していくことで、地域の支援者間で顔の見える関係ができる、支援における連携も容易になっていくことが期待されております。

チームの設置のメリットにつきましては、3に記載のとおりの利点がございます。現状、学校等では様々な支援が行なわれておりますので、学校等に対しましては、一連の支援の選択肢の1つとして、この「自殺危機対応チーム」を活用していただけるように周知をしております。

チーム事業に係るこれまでの動きと今後の予定につきましては、4の「スケジュール（予定）」にありますとおりとなっております。今後、模擬訓練を開始しまして、早ければ12月に、先行で実施できる学校と協働しましてチーム支援事業をやっていきたいと考えております。

なお、次の17ページ、点字資料では128ページ。こちらが、このチームの全体図となります。お時間のあるときにご覧いただければと思います。

簡単ですが、説明は以上となります。よろしくお願ひいたします。

○香野会長　はい、ありがとうございました。

ただいまの説明に対して、ご質問やご意見をいただきたいと存じますが、いかがでしょうか。

私からよろしいでしょうか。

この全体図ですが、①が「希死念慮の高い相談等」ということになっております。つまり、これがこのチームが動き出すための条件ということになるという理解でよろしいでしょうか。

○影山精神保健福祉室長 そうですね。この全体図の下のほうにございますけれども、例えば、自殺の未遂歴があるですか、あと自傷行為の経験がある、自殺をほのめかす言動があって自殺の可能性が否定できないですか、家族を自殺で亡くしているというような、希死念慮が高い者に該当するような方を学校のほうで把握した場合に、学校のほうから支援要請があって、「危機対応チーム」のほうで個別の支援計画などを作成しまして、それに基づいた支援をして対応していくというような流れになっております。

○香野会長 ちょっとここは疑問がありまして、ある調査によれば、思春期の方の自傷行為の経験率というのは10から15%と言われています。まずそこ全部で出動はできないということ。それと、一方で学校教員が把握している割合というのは1%を切るんですね。ですので、どちらの数字も根拠になり得ないというか、学校が「この子は自殺のリスクがある」って把握することは実質的には難しいんじゃないかと思っております。それが1点です。

それと、以前静岡県には「こころの緊急支援チーム」という、精神保健福祉センターが中心になって動いていたチームがあって、今現在は活動していないんですが、あれは、学校で自死等の事故・事件があったときに出動すると。実は最初に自死とか事故があつたときに自殺のリスクが高まるということでの①の発動ということもあっていいのかなと思っていまして、誰かが言い出さないと動けないというチームだと、実質的には動けるのかなというのが疑問の1つで、そうなった場合、今回牧之原で自然災害もありましたけど、そういう自殺リスクが高まると言われている事案があつたときに一定の基準を設けて動けるようなチームというようなことを、ちょっとご検討いただきたいというふうに思っています。それは、例えば同級生において自死案件があつたとか、自然災害等で地域住民に多くの被害者が出了とか、そういうこともちょっと考えていただけるといいかなと思っております。

以上です。

○影山精神保健福祉室長 ありがとうございます。

先ほどお話にもありました、精神保健福祉センターでやっている「こころの緊急支援チーム」というものがございまして、現在もありますけれども、どちらかというと事後対応ということで、今回の「子どもの自殺危機対応チーム」のほうは、未然に防止をする、予防をするというような位置づけで開始をしたいと思っております。

それで、そういう事案を学校のほうで捉えるのはなかなか難しいのではないかとい

うお話も、検討の中でやはりございました。例えば、保健室に直接登校して、養護教諭の方にいろいろ相談したりとかといったケースなども、このチームの支援対象の1つにはなり得るかなというふうに思っております。

先ほどお話もありました、一定の基準を設けてというところにつきましては、今後の課題ということで考えていきたいなというふうに思っております。

○香野会長 ほか、いかがでしょうか。

○土居委員 静岡県視覚障害者情報支援センターの土居です。

この分野は私はあんまり詳しくないので、ちょっと的外れであれば大変申し訳ないんですけど、この希死念慮が高い相談に対して緊急に対応するという①から③ですが、このスピード感というのはどのぐらいのことをイメージしていらっしゃるのかなということを、ちょっとお聞きしたいなと思いました。

○影山精神保健福祉室長 ご質問ありがとうございます。

ちょっと細かい話になりますけれども、全体図の中で、もう差し迫っていて、本当に自殺を図ろうとされているというような情報がもし入れば、警察ですとか、あと救急ですとか、そういうところに対応していただくべくやっていきたいというふうに思っております。少し緊急性がそこよりは低いものということで、「自殺危機対応チーム」の中で対応していきたいというふうに考えております。

先ほどの、どれぐらいの時間をかけてチームが入っていくかというところになりますけれども、まず教育委員会ですとか学校のほうからチームの支援要請がありまして、まず「危機対応チーム」のコーディネーターの精神保健福祉士がおりまして、一報を受け、そこで状況確認をして、即時の助言ができるようでしたら、そこで助言をすぐやれるようにしたいというふうに考えております。即時の助言というところまでは行かなくて、精神科医、精神保健福祉士ですとか心理士から成る専門家のメンバーのケース会議を経て、ケース会議の見立てですかアセスメントを経て支援計画をつくって支援をしていく这样一个方法もありますし、その2つの流れというのがありますので、ケース会議の開催については、そこの全体図にもありますけれども、2週間以内を目安ということで考えております。

コーディネーターのほうは、東・中・西で1人ずつ配置をするような形で、なるべく現場に近い、状況確認できるような形でやっていきたいというふうに考えております。

雑な説明で申し訳ありません。以上になります。

○土居委員 ありがとうございます。

○香野会長 ほか、いかがでしょうか。これにつきましては、報告ということになりますが、よろしいでしょうか。

では、ご意見を踏まえながら進めていただければと思います。

その他、議題はございませんかね。いかがしましょうか。時間的には余裕がありますが。

○上原障害者政策課長 時間があるので、最後に何かあればという形でいただければ。

○香野会長 本日、3時半までを予定しておりました。少しお時間がありますので、もし出席の委員の皆様で、関連してでも結構ですし、ふだんの活動等の中でお気づきのことなどありましたら、ご発言いただければと思いますが。どうぞ。

○篠原委員 自閉症協会の篠原です。

大石委員とかが言ってくださったので、ちょっと補足になりますが、昨日、強度行動障害の研修がありまして、そのときに事例報告として、ちょっと大変な方の報告がありました。

双子の方で、双子だから同じように育ててきたけれども、お1人が強度行動障害で、小学生の頃からちょっと慣れ始めてしまって。この春に高校を卒業するに当たって、グループホームに「お願いできないか」ということでお願いしたそうなんですが、見学に行ったところはよかったです。でも、そこが、そのお宅の近くに新しく造るということで、ちょうどいいということでそこに入れたんですけども、蓋を開けたら、その双子の方以外は精神障害の方で、そのお2人のせいでほかの方たちが不安になってしまってということで、お薬を飲ませたい——もう既にいろいろ飲んでいるんですけども、ちょっと慣れてしまったので、「追加で飲ませていいですか」ということで睡眠薬を処方したということなんです。「今のこの時間に飲んだら中途半端な時間に起きてしまいますがよ」って言つたらしいんですが、結局は飲ませて休んでもらつたらしいです。そして、夜中の3時、4時にお家に電話があって、「目が覚めてしまいました」と。「迎えに来てくれませんか」という事案があつて、大変な思いをしたと。結局「夜の7時から朝の7時までお部屋から出なくなるようでしたらお引き受けします」というふうに言われてしまつたらしくて、結局そこは退所せざるを得なかつたというか、退所したほうがいいと親御さんも思ったので退所して、知り合いの方が「ここ、いいよ」と言ったところに入つたら落ち着かれたということだったんです。

本当に、強度行動障害の方をお持ちのご家族って、もう切羽詰まっていて、本人もですが、家族も身の危険を感じるような方もやっぱり事例報告としてはあったので、グループホームでそういう方を「引き受けます」と言ってくださるところって少なくはないんです。やっぱり区分が高いと入ってくる報酬も高いからなのかちょっと分からぬですけれども。

なので、引き受けられるというふうにおっしゃるならば、本当に引き受けられるのかというところがちょっと疑問に感じるというか、そういう問題が結構聞かれたので、そういうグループホームの質というところで何とかならないかなというふうに昨日研修で思いましたので、ちょっと報告という感じでお話しさせていただきました。

○上原障害者政策課長 障害者政策課長、上原です。

これは、先ほどの天良さんの意見とかぶる部分ですね。グループホームの基準というか指導というか。

○天良会長代理 質の担保ですね。

○上原障害者政策課長 すみません、その点について、そういえば回答していなかったなと今思い出したので、併せて。

おっしゃるように、やっぱり強行の方の支援は、個人の方によって対応がかなり異なる部分があって、要は、「前に強行の子を入れていたらからうちは大丈夫」と言うから入れてみたら全然できなかつたというケースももちろんあるんですよね。その点は、どうしても環境のマッチングと、あと職員さん、もしくはそのほかの利用者さんとのマッチングもあるものですから、一概に「これがいい」というのはないんですけど、ただ質の担保のところの話でいきますと、日中サービス支援型につきましては、基準上でいきますと、毎年そこの地域の自立支援協議会に報告をして、そこで活動状況を審査するというルールにはなっています。ただ、それが実際ちゃんと審査になっているのかどうかというところが皆さん疑問に思っているんだと思います。

そこら辺を含めてもろもろ課題があるのは承知しておりますので、またうまく直せるようにというか、いい方向に行くように、いろいろ検討して進めていきたいと思います。

○篠原委員 よろしくお願ひします。

○香野会長 ほか、いかがでしょう。どうぞ。

○村松委員 精神の家族会連合会の村松です。よろしくお願ひします。

精神の当事者さんの居場所として地域活動支援センターというのがありますと、私の

所属しておる「もくせい会」というところでも、駿河区で「みらい」という場所を運営しておりますが、これは静岡市なんですけれども、そこを3月末で閉鎖するということが決まりまして、今私どもとしてはちょっと大変なことになってしまったなという感じなんですけれども、そういうった居場所について、県としてはどういうふうなお考えなのか。ほかの都県でも、そういうたところを廃止して、若い人、39歳以下の人たちが集まるような居場所に移行していっているようなこともちょっと聞くんですね。そうしますと、今実際に利用されている、40代、50代、60代の方の居場所というものが本当になくなってしまいますし、実際そこで今働いてくださっている専門職の方の職場もなくなってしまうわけですので、本当に大変なことになっているなと思うんですけれども、県のほうではどういうふうなお考までいらっしゃるのか、ちょっとお聞きしたいと思いまして。よろしくお願ひします。

○影山精神保健福祉室長 ご質問ありがとうございます。

精神障害者の方の日中の居場所ということなんですけれども、例えば、就労支援事業所ですとか、そういうた事業所を希望しない方の居場所ということですね。

すみません。ちょっと私のほうでお答えが用意できなくて申し訳ないんですけども、そういうた静岡市内の事業所が閉鎖されて大変お困りの方がいらっしゃるということは認識させていただきました。今後、そういう方の居場所——例えばひきこもりの方の居場所なんかですと、基本的には市町のほうで居場所をということなんですが、市町のほうではなかなか体制も脆弱ということで、県のほうで居場所を何か所か設置をしております。今のお話の中でありましたような方もいらっしゃるということで、課題として受け止めさせていただきました。ご意見ありがとうございます。

○香野会長 ほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

高橋委員、どうぞ。

○高橋委員 育成会の高橋といいます。

さつきもグループホームのことで、山間部のほうにはというようなことを言われましたけど、本当に私たちが住んでいるところにはグループホームってそんなにたくさんなかったりとか、あったとしても、全国で有名になりました「恵」とかがありまして、自立支援協議会で審査をしてはきたんですけど、なかなか食事のことなんかも、メニューを出していただいても、注意を皆さんでしてもなかなか受け入れられないというような感じでした。

それから、本当にうちの子供も結構が年がいっているんですが、障害者施設に入るにしては、ちょっと程度が高いというか、グループホームでというふうに思っているんですが、なかなかそのグループホームというのがなくてというような形で、これからそういうグループホームを造っていかないといふうに思っています。

それと、相談支援事業所がこれからすごく必要になってくるということで、今年、相談支援事業所を立ち上げたんですが、それも、皆さん知っているか知らないか分からないんですが、本当に赤字経営で、なかなか軌道に乗せるのは大変だなといふうに今思っています。でも、相談支援事業所って絶対必要なものですから、これから大きくしていきたいなといふうに思っているんですが、なかなか思うように福祉のほうが私たちの子供についてくれないというか、私たちの活動が足りないのか、それは分からないです、何かそんな形で、富士宮のほうでも結構グループホームに入れたくても入れられないという人たちがたくさんいるというのを知りたいなといふうに思っています。

○香野会長　はい、ありがとうございました。

では、おおよそ予定した時間にならざるを得ませんでしたので、これで審議を終了とさせていただきます。今日はいろんな意見をいただきましたので、また今後も障害福祉施策の推進に鋭意努めていただければと思います。

では事務局のほうにお返しいたします。

○渡邊障害者政策課課長代理　香野会長、議事の進行をありがとうございました。

また、委員の皆様も、様々なご意見をいただき、ありがとうございました。

協議事項の「第6次静岡県障害者計画（案）」に関しましては、本日いただきましたご意見への対応につきまして事務局で取りまとめた上、また委員の皆様へご報告いたします。

また、本日ご回答できなかった点についても、改めてご報告させていただきます。

なお、計画案への反映に当たりまして、表現等詳細な点につきましては、香野会長と相談の上、対応させていただきたいと考えておりますので、ご了解をお願いいたします。

また、皆様からいただきましたご意見を踏まえ、障害福祉施策を進めてまいりますので、また引き続きどうぞよろしくお願ひいたします。

次回の協議会ですけれども、令和8年3月24日の開催を予定しております。開催時間のほうが午後2時30分からになっておりますので、お間違えのようにお願いいたします。

それでは、以上をもちまして令和7年度第2回静岡県障害者施策推進協議会を閉会といたします。本日は誠にありがとうございました。

午後3時08分閉会